

経 済 産 業 省

20220325 貿局第1号
輸出注意事項2022第12号
輸入注意事項2022第4号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）」の一部を改正する規
程を次のとおり制定する。

令和4年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）」の一部を別紙の新旧
対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年８月１３日付け輸出注意事項２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）

改 正 後	現 行
１．包括承認の種類及び対象 （１）（略） （２）包括承認の対象 ①（略） ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第２の１、三の７の（２）並びに８の（３）及び（４）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ（略） ロ <u>ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストープリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とし、輸入公表二の表の第１のウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストープリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの</u> ハ（略） （以下、略）	１．包括承認の種類及び対象 （１）（略） （２）包括承認の対象 ①（略） ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和４１年通商産業省告示第１７０号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第２の１、三の７の（２）並びに８の（３）及び（４）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ（略） ロ <u>ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第１のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストープリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの</u> ハ（略） （以下、略）